

次期基本計画に係る審議の整理メモ

審議テーマ	第Ⅲ期基本計画における論点
・SDGグローバル指標の整備の推進について ・国際的な動向のよりの確な把握について	① 統計委員会や各府省との連携を図り、SDGsのグローバル指標の対応拡大に取り組む。この際、既存の統計調査では算出困難なものもあることから、知見を有する第三者の協力も得ながら、新しい情報源の活用可能性の検討を進める。【No. 114】 ② 統計委員会の知見も活用しつつ、①国際会議・専門家会合等への積極的な参加・情報発信、②国際機関等への統計専門家の経常的な派遣、③発展途上国等を中心とする諸外国からの統計に関する政府職員の受入れ、④国際連合アジア太平洋統計研修所（S I A P）の運営に対する協力等の取組を一層充実し、国際貢献の強化を図る。【No. 119】 ③ 統計に関する国際比較可能性の更なる向上を図る観点から、統計委員会を中心に各府省間の連携を図り、国際機関への情報発信や国際機関における統計関係の議論・調整状況などに関する情報共有を強化する。【No. 120】
これまでの統計委員会の意見	<p>＜令和元年度統計法施行状況に関する審議結果報告書（第Ⅲ期基本計画関連分）（令和2年10月29日）＞（別紙1参照）</p> <p>①③ 統計に関する国際的な情報の各府省間の共有や、国民経済計算における国際的な情報発信の取組については、評価できる。一方で、グローバル化の進展や、昨今の新型コロナウイルス感染症の世界的な流行などの影響に対処していく上で、統計に関する国際比較可能性の確保等の重要性は高いものと考えられる。このため、総務省及び各府省は、SNA改定、SDGグローバル指標の整備に加えて、その他の統計に関しても、国際的な比較可能性についての検討を行い、その向上を図るとともに、統計データの収集方法等も含め、より一層、国際機関への情報発信や国際機関における統計関係の議論・調整状況などに関する情報共有の強化に取り組むことが望まれる。</p> <p>＜令和2年度統計法施行状況に関する審議結果報告書（第Ⅲ期基本計画関連分）（令和3年9月29日）＞（別紙2参照）</p> <p>① SDGグローバル指標の整備については、国際的に非常に重要な取組であって、公表指標の数が2019年の125指標から2021年9月現在で145指標に増えるなど整備が順調に進められ、また、新しい情報源の利用にも取り組んでいることは高く評価できる。こうした取組を今後とも継続しつつ、客観的な評価や政策への反映のための体制を充実させ、代替指標の活用可能性等を検討するとともに、さらに分かりやすく説明する工夫が求められる。</p> <p>＜公的統計の国際比較可能性に関する調査研究（経済統計編）報告書＞（令和4年3月）（資料2-3参照）</p> <p>＜次期基本計画の策定に際しての統計委員会委員の意見＞</p> <p>③ 2021年度に委員会担当室で国際比較の研究を行ったが、今後、世界の統計の動向を把握し、その中から日本の統計の発展の方向を考察していくことはますます重要になる。しかし、現在は、個々の統計分野ごとの情報収集・研究はある程度行われているが、統計全体を視野に入れた動向把握は十分ではない。この度の研究をきっかけとして、国際統計の動向を能動的に把握し研究する取り組みを強化することが必要と考える。これには、人材育成等も必要ではあるが、それ以上に、そのようなミッションを持つ体制を作ることが必要である。</p>
各種研究会等での指摘	—

<p>担当府省の取組状況の概要</p>	<p><令和3年度 統計法施行状況報告（暫定版）>（一部抜粋）</p> <p>① 令和3年（2021年）6月のSDGs推進本部幹事会において新たに7指標の作成方法等を、同年12月の同幹事会において新たに11指標の作成方法等を、それぞれ決定した。これら計18指標を含め、算出値の更新等があった指標のデータを、外務省ホームページ（JAPAN SDGs Action Platform）において公表している。これにより、全248指標のうち156指標のデータが公表済みとなった。</p> <p>また、（中略）地球環境や気象等の観測データを活用した統計作成や分析を促進することを目的に設置された「観測データ利活用検証WG」において算出方法等の検証を実施していたSDGグローバル指標15.4.2について、検証結果をレポートに取りまとめ、総務省ホームページで公表するとともに、令和3年（2021年）8月からはSDGグローバル指標11.3.1の検証作業に着手している。</p> <p>② （国際会議への参加等の実績は参考4 No.119参照）</p> <p>③ 各府省等の課長補佐級の会議を定期的に開催しているほか、随時の情報共有を行っている。また、令和3年度（2021年度）に、総務省において、「公的統計の国際比較可能性に関する調査研究」を実施した。</p>
<p>次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方（案）</p>	<p>○ ①SDGグローバル指標の充実には国際的に重要な取組であるため、次期基本計画においても、ビッグデータ等の新しい情報源の活用可能性の検討を含め、同指標の対応拡大に向けた検討を進めるべきではないか。</p> <p>○ ②国際貢献の強化は、国際社会における我が国のプレゼンスの向上だけではなく、我が国の人材育成の観点からも重要な取組であるため、次期基本計画においても、Web会議システムやテレワークなども活用して、国際会議等への積極的な参加、国際機関等への職員の派遣、諸外国からの統計に関する政府職員の受入れ、国際連合アジア太平洋統計研修所（S I A P）の運営に対する協力等の国際貢献に取り組むべきではないか。</p> <p>○ ③統計に関する国際比較可能性の確保・向上は、経済のグローバル化の進展などに伴い、社会経済情勢の変化や施策上のニーズを適切に対応していくために重要なため、次期基本計画においても、国際機関への情報発信や国際機関における統計関係の情報共有に取り組むべきではないか。また、総務省は、国際機関へのデータ提供や国際動向の把握・情報共有が必ずしも十分でないとの指摘も踏まえ、各府省の協力を得ながら、統計データの提供拡大等に向けた体制について充実を図るべきではないか。</p> <p><基本的な考え方></p> <p>○ 内閣官房及び総務省は、統計委員会や各府省と連携を図り、引き続きSDGグローバル指標の対応拡大に取り組む。この際、既存の統計調査では算出困難なものもあることから、知見を有する第三者の協力も得ながら、新しい情報源の活用可能性の検討を進める。【内閣官房、総務省；令和5年度（2023年度）から実施する。】</p> <p>○ 各府省は、統計委員会の知見を活用するとともに、Web会議システムやテレワークなども活用しつつ、①国際会議・専門家会合等への積極的な参加・情報発信、②国際機関等への統計専門家の経常的な派遣、③発展途上国等を中心とする諸外国からの統計に関する政府職員の受入れ、④国際連合アジア太平洋統計研修所（S I A P）の運営に対する協力等の取組を一層充実し、国際貢献の強化を図る。【各府省；令和5年度（2023年度）から実施する。】</p> <p>○ 総務省は、統計に関する国際比較可能性の更なる向上を図る観点から、統計委員会を中心に各府省間と連携し、政府全体としての国際機関へのデータ提供や情報発信の拡大、国際機関における統計関係の議論・調整状況などに関する情報共有の強化に向け、総務省が主催する「国際統計に関するワーキンググループ」（別紙3参照）において、統計データの提供拡大に向けた検討を重点的に行っていくなど検討体制の充実を図る。【総務省、各府省；令和5年度（2023年度）から実施する。】</p>
<p>備考（留意点等）</p>	<p>○ <u>統計データの提供拡大に向けた検討に当たっては、国際機関に未提供の統計データについて現状の整理を行った上で、既存の統計データでは対応が困難なものについては、新しい情報源や行政記録情報等の活用も視野に入れて検討を行う。</u></p>

令和元年度統計法施行状況に関する審議結果報告書（第Ⅲ期基本計画関連分）（令和2年10月29日）（抜粋）

3 統計に関する国際機関等の情報の共有

第Ⅲ期基本計画では、総務省及び各府省が、統計に関する国際比較可能性の更なる向上を図る観点から、統計委員会を中心に各府省間の連携を図り、国際機関への情報発信や国際機関における統計関係の議論・調整状況などに関する情報共有を強化する取組を平成30年度（2018年度）から実施することとされている。

(1) 取組状況

ア 統計に関する国際的な情報の各府省間の共有

総務省及び各府省は、平成30年度以降、「国際統計に関するワーキンググループ」の会合を毎年開催しており、令和2年1月15日に開催された第2回会合では、国際連合が掲げる「持続可能な開発目標」のグローバル指標（以下「SDGグローバル指標」という。）を巡る最近の動向など国際的な課題のほか、各府省等が出席した、又は出席予定の統計関係の国際会議に関する情報共有等が行われた。

イ 国民経済計算における国際的議論への参画

内閣府は、国際基準策定に向けた国際議論に貢献することを目的として、平成30年4月、経済社会総合研究所国民経済計算部に新たに国際基準課を設置し、国際機関（OECDや国際連合）の統計部局等が主催する会合に出席の上、意見表明や我が国の取組に関する報告を行うなど、2008SNA改定（2025年予定）に向けた国際議論に参画するなどの取組を行っている。

ウ 特別データ公表基準（SDDS）プラスにおける未対応の項目の公表

特別データ公表基準（SDDS）プラスは、IMFが定める経済・金融に関するデータをタイムリーに公表するための最高水準の公表基準である。我が国では、金融健全性指標や債務証券などの公表により参加条件（9項目中5項目の公表）を満たしたことで、平成28年4月に参加した。対応未了であった4項目のうち3項目については既に公表されており、現在、関係府省等の連携の下、残る1項目（四半期の一般政府収支（内閣府所管））の公表に向けた検討が進められている。

エ SDGグローバル指標の対応拡大

SDGグローバル指標は、「持続可能な開発目標」における17の「ゴール」をより具体的に書き下した169の「ターゲット」それぞれについて、進捗度を測定するために設定されているものであり、毎年、国連統計委員会の議論を経て見直しが行われている。

我が国では、令和元年8月以降、外務省のウェブサイトである「SDGsアクション・プラットフォーム」においてSDGグローバル指標の作成方法や算出値が公表されており、現在、127指標が公表されている。

今後、国連統計委員会で見直しが行われた指標について、関係府省間で連携の上、公表を行うことや、公表可能な指標を拡大するため、国内指標が未整備のターゲット等について、持続可能な開発目標（SDGs）推進円卓会議関係者等と議論を行うことなどが予定されている。

（２）取組状況に対する評価、今後の方向性等

統計に関する国際的な情報の各府省間の共有や、国民経済計算における国際的な情報発信の取組については、評価できる。

一方で、グローバル化の進展や、昨今の新型コロナウイルス感染症の世界的な流行などの影響に対処していく上で、統計に関する国際比較可能性の確保等の重要性は高いものと考えられる。

このため、総務省及び各府省は、SNA改定、SDGグローバル指標の整備に加えて、その他の統計に関しても、国際的な比較可能性についての検討を行い、その向上を図るとともに、統計データの収集方法等も含め、より一層、国際機関への情報発信や国際機関における統計関係の議論・調整状況などに関する情報共有の強化に取り組むことが望まれる。

令和2年度統計法施行状況に関する審議結果報告書（第Ⅲ期基本計画関連分）（令和3年9月29日）（抜粋）

1 グローバル化に対応した統計整備・国際協力等の推進

グローバル化に対応した統計整備・国際協力等の推進のうち、SDGグローバル指標について、第Ⅲ期基本計画では、内閣官房及び総務省が、統計委員会や各府省との連携を図り、SDGsのグローバル指標の対応拡大に取り組むとともに、既存の統計調査では算出困難なものもあることから、知見を有する第三者の協力も得ながら、新しい情報源の活用可能性の検討を、平成30年度（2018年度）から（一部の事項は令和2年度（2020年度）から）実施することとされている。

(1) 取組状況

持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals。以下「SDGs」という。）とは、2015年9月に国連で採択された、先進国を含む2030年までの国際社会全体の開発目標であり、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むため、17のゴール（目標）と169のターゲットから構成されている。

また、SDGsの進捗状況を測るため、247（重複を除くと231）のグローバル指標が設定されている。我が国では、2019年8月に125指標を初めて公表して以来、2020年3月に2指標、2021年4月に11指標、2021年7月に7指標をそれぞれ追加公表し、現在、145指標（重複除くと137指標）が外務省ホームページで公表済みとなっている。

さらに、SDGsには、地球観測を含む幅広いデータの活用を追求するために、官民連携の拡大を促進する旨の記述がある。我が国においても、指標15.4.2（山地グリーンカバー指数）について、宇宙航空研究開発機構（JAXA）が衛星画像を用いたデータの算出を実施し、「ビッグデータ等の利活用推進に関する産官学協議のための連携会議」の下に設置した「観測データ利活用検証WG」で、国連食糧農業機関（FAO）試算値との突合による精度検証を、研究者や関係府省の協力を得て実施した。

その結果、「湿地」を植生として定義し直すことで、両者ともほぼ同様の結果が得られたこと、FAOの試算値のうち、過大となっているものがあること等が明らかとなった。なお、検証レポート等は、総務省及び外務省ホームページで公表されている。

現在、SDGグローバル指標のうち、指標11.3.1（人口増加率と土地利用率の比率）について、検証に取り組んでいる。

(2) 取組状況に対する評価、今後の方向性等

SDGグローバル指標の整備については、国際的に非常に重要な取組であって、公表指標の数が2019年の125指標から2021年9月現在で145指標に増えるなど整備が順調に進められ、また、新しい情報源の利用にも取り組んでいることは高く評価できる。こうした取組を今後とも継続しつつ、客観的な評価や政策への反映のための体制を充実させ、代替指標の活用可能性等を検討するとともに、さらに分かりやすく説明する工夫が求められる。

国際統計に関するワーキンググループの設置について

平成 30 年 12 月 6 日

改正 令和 3 年 7 月 27 日

統計企画会議申合せ

各種の統計に関する国際会議、国際機関及び諸国の諸情報を府省等間において緊密に報告・連絡し合うとともに、国際協力の推進に関する事項について、政府部内の連絡及び調整並びに検討を行うことを通じて、統計の国際協力の総合的な推進に資するため、下記により、統計企画会議の下に、国際統計に関するワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を設置する。

記

- 1 ワーキンググループの構成は、別紙のとおりとする。ただし、ワーキンググループにおいて、必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。
- 2 ワーキンググループにおいて、必要と認めるときは、構成員以外の学識経験者等から意見を聴くことができる。
- 3 ワーキンググループの庶務は、総務省政策統括官（統計制度担当）付国際統計管理官が行う。

(別紙)

国際統計に関するワーキンググループ構成員

内閣府大臣官房企画調整課課長補佐

総務省統計局統計調査部調査企画課課長補佐

総務省政策統括官（統計制度担当）付国際統計管理官付管理官補佐

法務省大臣官房司法法制部司法法制課法務専門官

財務省大臣官房総合政策課企業統計分析官

文部科学省総合教育政策局調査企画課国際教育統計専門官

厚生労働省政策統括官付参事官付国際分類情報管理室国際統計調整官

農林水産省大臣官房統計部統計企画管理官管理官補佐

経済産業省大臣官房調査統計グループ調査分析支援室参事官補佐

国土交通省総合政策局情報政策課課長補佐

環境省大臣官房環境計画課課長補佐

(オブザーバー)

総務省統計委員会担当室室長補佐

日本銀行調査統計局経済統計課統計総務グループ企画役